

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等種類	乗揚
発生日時	平成30年10月13日 02時40分ごろ
発生場所	関門港下関区 下関南風泊東防波堤灯台から真方位093° 1.3海里付近 (概位 北緯33° 57.1′ 東経130° 54.5′)
事故の概要	漁船第十六福寿丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故等調査の経過	平成30年10月15日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十六福寿丸、75トン
船舶番号、船舶所有者等	130506、株式会社野本水産
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか8人が乗り組み、船長が単独で船橋当直につき、2そうまき漁を行う目的で、山口県下関市下関漁港から長崎県対馬南方沖の漁場に向け、約5～6ノットの対地速力で関門港下関区の小瀬戸（水路）を西進していた。</p> <p>本船は、船長が、水路の両岸を目視で確認し、時折GPSプロッターで船位を確認しながら、先航する僚船を船首方約60～70mに見て、手動操舵により水路の中央を航行した。</p> <p>本船は、下関市彦島大橋東方の水路の湾曲部に至り、船長が、僚船が反航船を右転して避航したので、僚船と同様に反航船を右転して避航しようと思い、右舵5°を取って右転を開始したところ、右転を始めて20秒程度経過したとき、彦島大橋東方に拡張する浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.2m、船尾約4.2mであった。</p> <p>本船は2そうまき網漁船の従船で、僚船は本船と同型の主船であった。</p> <p>船長は、右転を始めたとき、右舷船首方には本件浅所が拡張していることを知っていたが、僚船の後に続いて航行すれば、危険はないと思っていた。</p>
分析	本船は、小瀬戸を西進中、船長が、右舷船首方に本件浅所が拡張していることを知っていたが、先航する僚船の後に続いて航行すれば危険はないと思い、GPSプロッターを使用して船位の確認を適切に行

	<p>っていなかったことから、僚船に続いて反航船を避航しようと右転した際、本件浅所に向かって航行し、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、小瀬戸を西進中、船長が、先航する僚船の後に続いて航行すれば危険はないと思い、GPSプロッターを使用して船位の確認を適切に行っていなかったため、僚船に続いて反航船を避航しようと右転した際、本件浅所に向かって航行し、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間、狭い水路を航行する際は、GPSプロッター等を活用し、船位の確認を行うこと。